

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十九号

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県文化会館条例施行規則（昭和四十三年四月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二楽器の項中

チ	ヤ	イ	ム	一	台	七九〇円
---	---	---	---	---	---	------

を

チ	ヤ	イ	ム	一	台	七九〇円			
ゴ	ン	グ	（	ど	ら	）	一	台	四三〇円

に改め

る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。